

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年2月15日）

提案課名 農業振興課

報告者名 小清水 智

| | | |
|------|---|--------------|
| 事案名 | 秦野市鶴巻排水機場利活用方針（案）について | 有 資料 無 |
| 提案趣旨 | 平成24年に機能廃止となった秦野市鶴巻排水機場について、鶴巻地区の浸水被害の歴史を後世に伝えていくこと及び跡地を生かした地域の拠点形成と活性化を図ることを目的に今後の利活用方針を定めるので報告するものです。 | |
| 概要 | <p>1 策定の背景</p> <p>(1) 昭和59年度から鶴巻地区の浸水対策として稼働してきた秦野市鶴巻排水機場が、大根川ポンプ場の完成により、平成24年度をもって機能廃止となる。</p> <p>(2) 秦野市総合計画の鶴巻地区地域まちづくり計画では、「地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供」及び秦野市観光振興基本計画では「まちなか観光の推進、周遊観光ルートの充実」を掲げている。</p> <p>2 方針の構成</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 施設の概要</p> <p>(3) 施設等の状況</p> <p>(4) 方針の位置付け</p> <p>(5) 利活用、整備の方向性</p> <p>(6) 利活用のイメージ</p> <p>(7) 整備スケジュール</p> <p>(8) 今後の管理体制について</p> <p>(9) その他</p> | |
| 経過 | <p>平成25年度 鶴巻排水機場吐口施設撤去設計</p> <p>平成26年度 鶴巻排水機場施設の廃止について県と協議 建屋は残し、それ以外は広場として整備することで了承を得る。</p> <p>令和元年度 県（河川管理者）と調整 河川保全区域の地下構造物を残すことで県から内諾を得る。</p> | |

| | |
|--------|---|
| 経過(続き) | <p>令和2年度 吐口施設撤去設計の見直し 経費削減のため、吐口施設の地下構造物を残すなど工法を検討 県へ設計見直しの河川事前協議を提出し、同意を得る。</p> <p>令和3年度 鶴巻排水機場利活用に係る補助金の取扱いについて県に確認 平成26年度に協議した内容で履行しない場合は補助金返還となる ことを確認</p> <p>令和4年1月 政策会議に付議し、原案了承 《庁内検討》 5月26日 第1回鶴巻排水機場利活用庁内検討委員会 10月11日 第2回 〃 12月23日 第3回 〃 《地元へのヒアリング》 6月4日 鶴巻地区自治会役員会に出席 9月3日 〃</p> |
| 今後の進め方 | <p>令和4年3月 利活用方針の策定 地元(鶴巻地区)に報告</p> <p>令和4～7年度 利活用方針に基づき整備を実施</p> |

秦野市鶴巻排水機場利活用方針（案）

令和 年 月
農業振興課

1 目的

鶴巻地区の浸水被害は、歴史をさかのぼると、江戸時代の元禄の大地震、宝永の富士山の噴火による火山灰等で、河床が上がったことから始まっているといわれています。

鶴巻排水機場は、神奈川県が県営湛水防除事業により設置し、完成後に市が無償譲渡を受け、昭和59年度から平成24年度まで稼働してきました。その間、鶴巻地区の浸水対策に寄与してきましたが、平成3年9月19日の台風第18号による被害をはじめ、毎年のように道路冠水等、降雨による浸水被害が発生する状況にありました。このような状況を踏まえ、さらなる浸水被害対策を図るため、平成24年度に大根川ポンプ場が整備され供用開始したことにより、鶴巻排水機場はその役割を終えました。

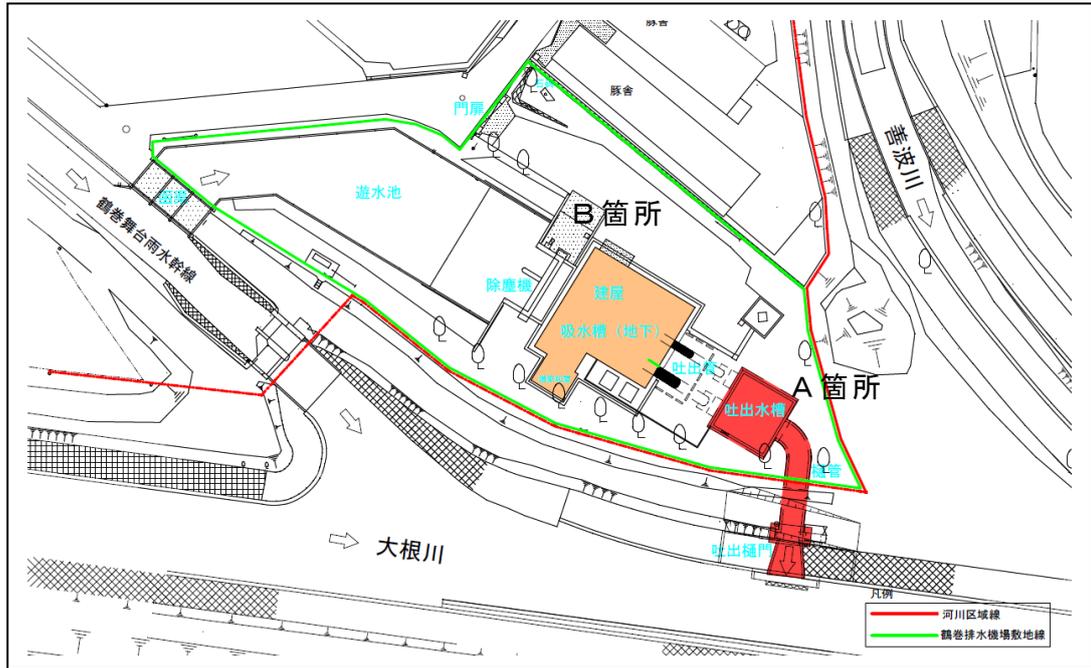
用途が廃止されたことに伴い、今後、跡地を活用した地域の拠点形成や活性化を図ることを目的として利活用方針を定めるものです。

2 施設の概要

- (1) 所在地 秦野市鶴巻 355-3
- (2) 面積 2,277 m²
- (3) 施設 建屋(RC造 196 m²)、遊水池、吐出水槽、樋管、吐出樋門ほか
- (4) 位置図



(5) 平面図



(6) 写真



遊水池



建屋



吐出水槽



吐出樋門

3 施設等の状況

(1) 吐口施設（平面図A箇所）

吐口施設の一部が大根川の河川区域にかかっており、令和6年3月の占用期間満了前に撤去する必要があります。

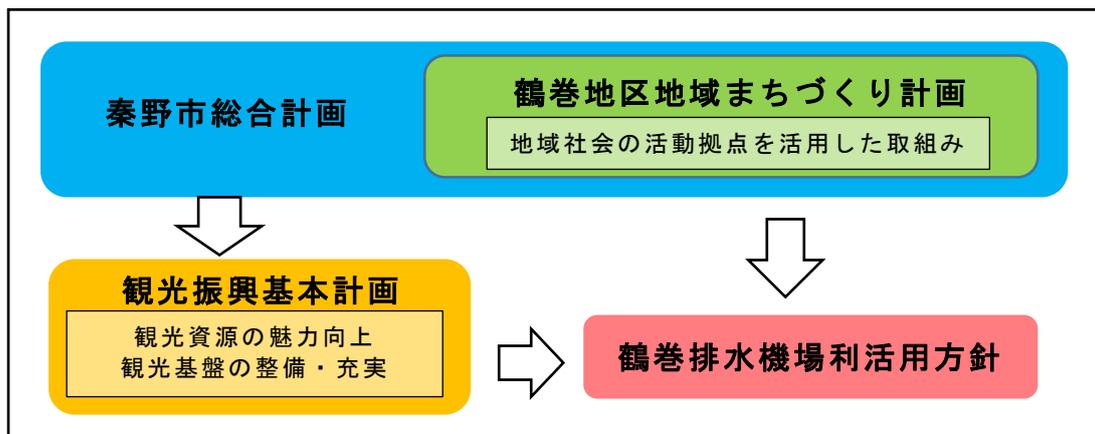
(2) 建屋（平面図B箇所）

建屋内部には吸水水槽のほか、吐口施設へと排水するための横軸斜流ポンプや天井クレーン等があります。

建屋は老朽化が進んでおり、雨漏りも見られますので、現状のまま内部を一般開放することは難しい状況です。

4 方針の位置付け

本方針は、秦野市総合計画の鶴巻地区地域まちづくり計画に掲げる「地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供」及び秦野市観光振興基本計画に掲げる「まちなか観光の推進、周遊観光ルートの充実」による地域の活性化を図ることを目的とした利活用、整備を行うための方針とします。



5 利活用、整備の方向性

施設等の状況や地域の要望等を踏まえ、次のとおり施設等の利活用を図ることとします。

(1) 吐口施設

令和4年度中に吐口施設を撤去します。

なお、工事費用を圧縮するため、地中部分の構造物を残して、埋め立てます。

(2) 建屋

建屋は存置することとします。

ただし、老朽化等の問題があることから、一般開放はせず、建屋の外から内部の設備等を見学できるように、必要最小限度の改修工事を実施します。

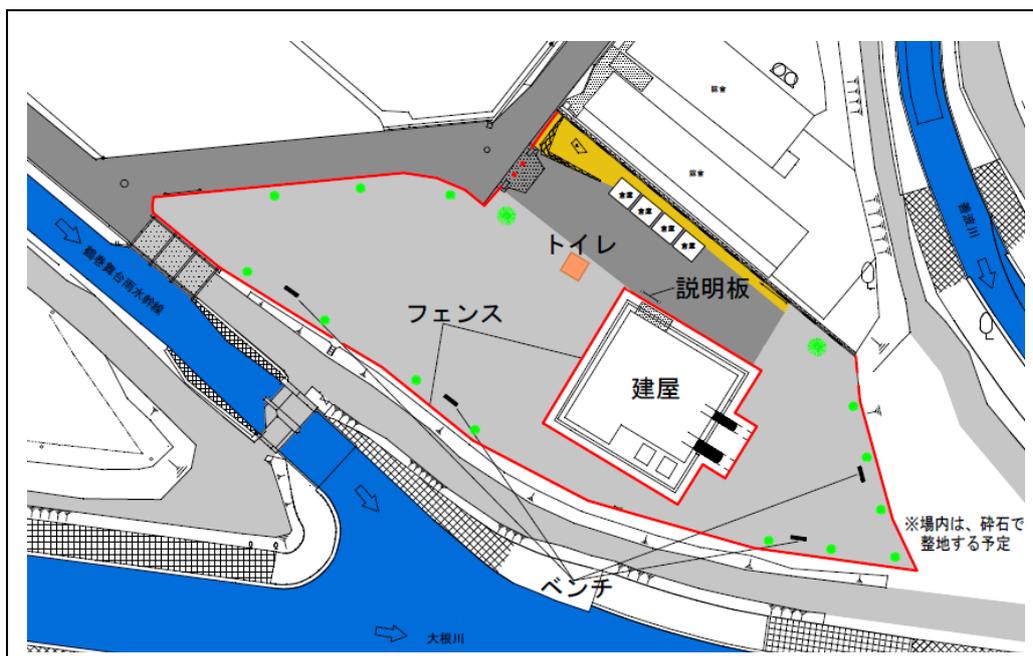
なお、鶴巻地区の浸水対策の歴史や排水機場の構造、役割等「遺構」としての説明板を設置します。

(3) 遊水池及び除塵機

場内は「鶴巻あじさい遊歩道」の利用者等が気軽に立ち寄り、休憩できる広場として整備します。

このため、遊水池は埋め立て、除塵機は撤去します。

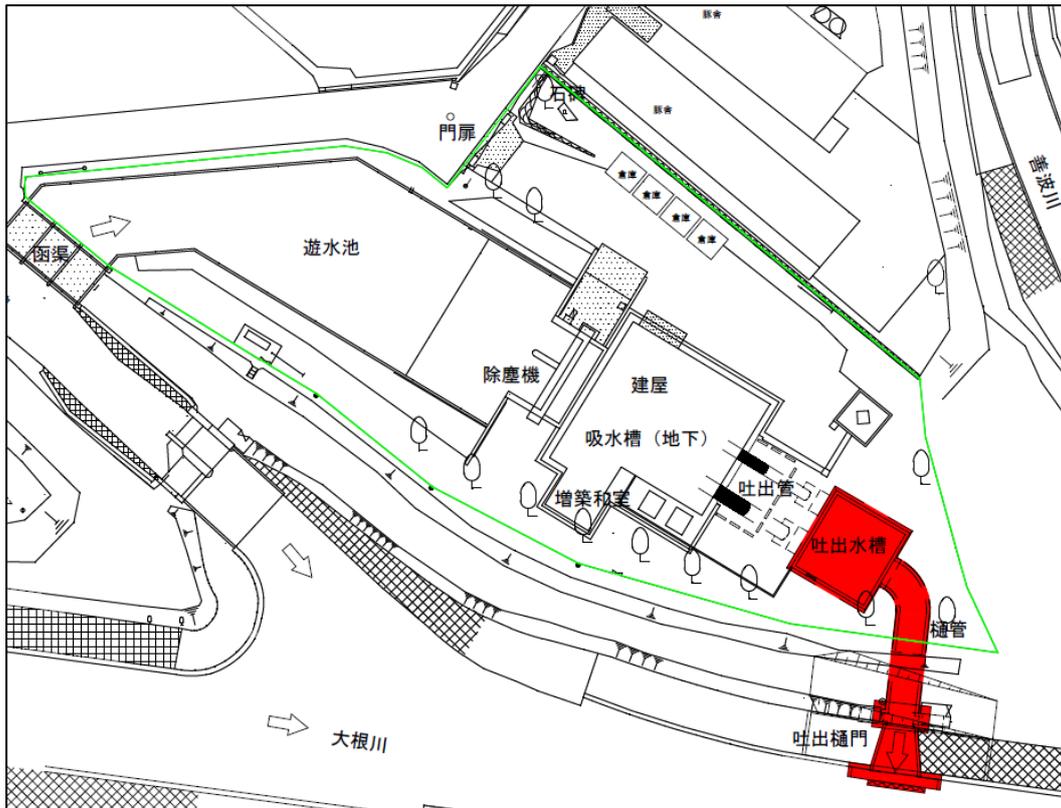
6 利活用のイメージ



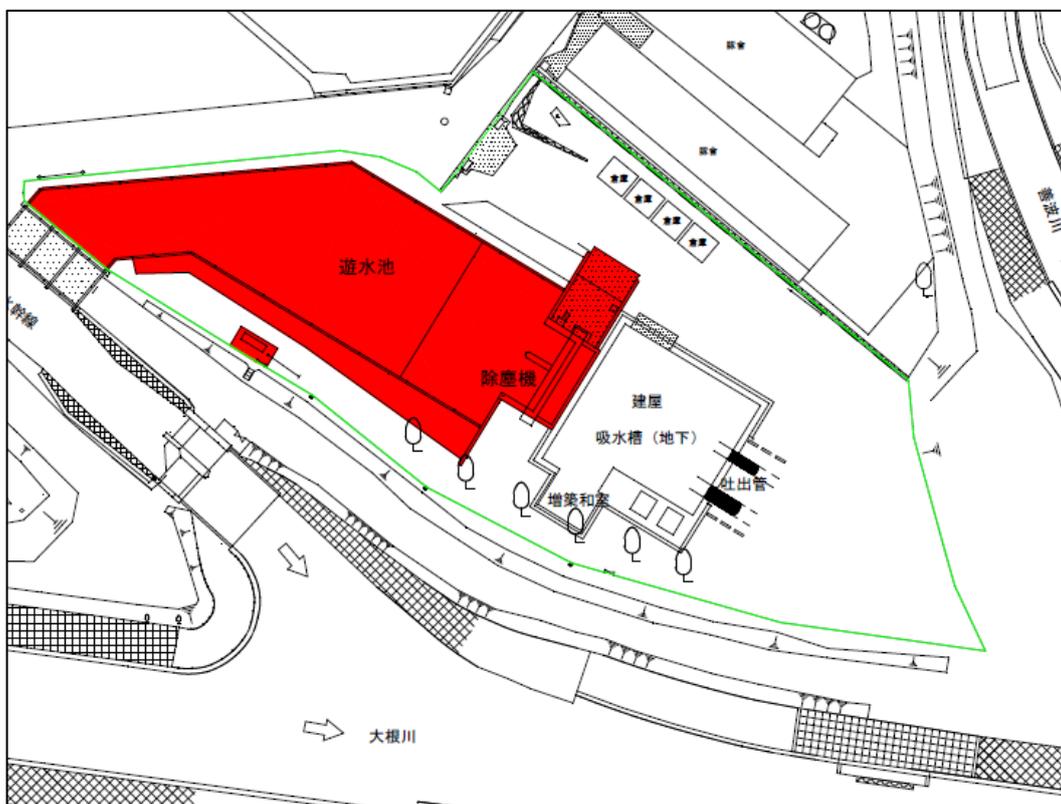
7 整備スケジュール

| 項目 \ 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|------------------------|-------------------------------|
| 吐口施設 | 撤去 | | | |
| 遊水地 | | 埋め立て | | |
| 除塵機 | | 撤去 | | |
| 建屋 | | | 改修 〔増築和室撤去 屋上防水〕 | |
| 場内 | | | | 広場整備 〔フェンス・ベンチ トイレ・説明板〕 |

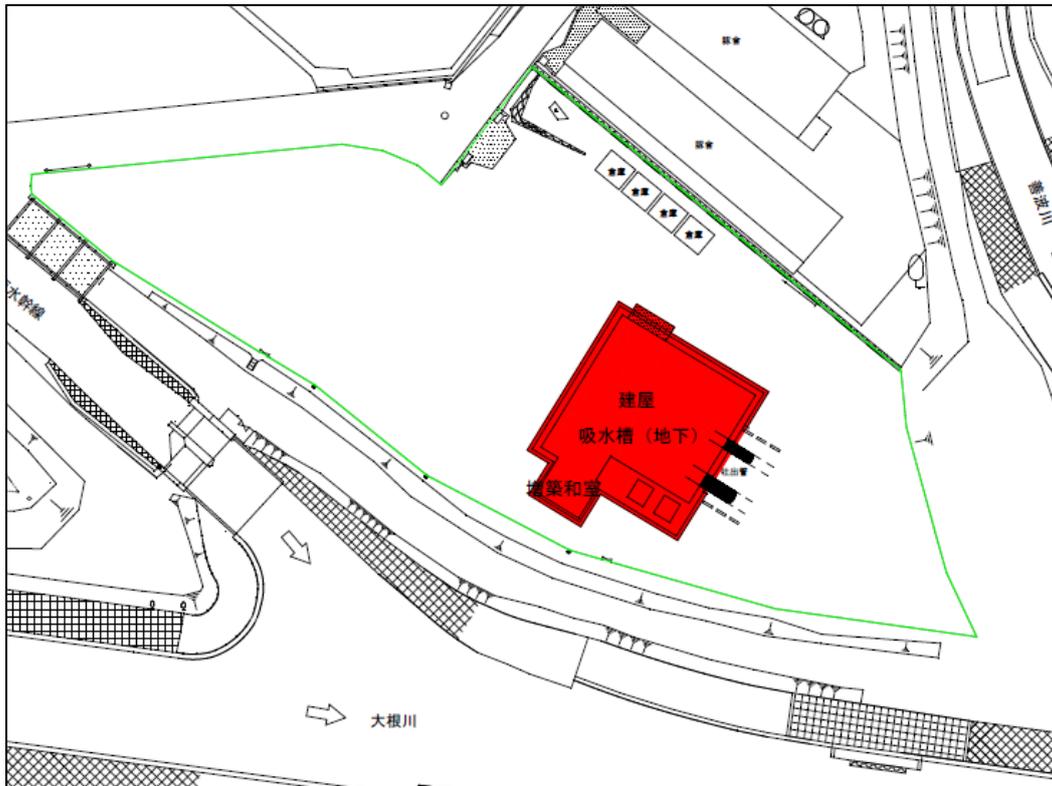
令和4年度【吐口施設撤去工事】



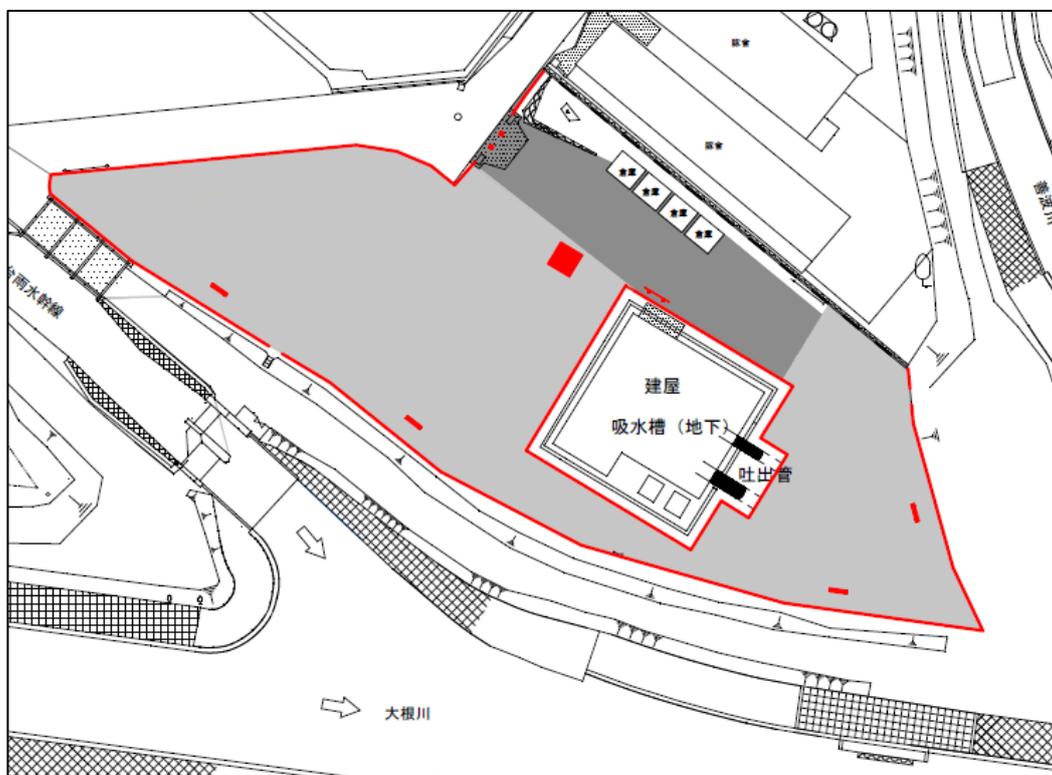
令和5年度【除塵機撤去及び遊水池埋立て工事】



令和6年度【建屋改修工事（増築和室撤去及び屋上防水）】



令和7年度【広場整備工事（フェンス、ベンチ、トイレ、説明板設置）】



8 今後の管理体制について

敷地及び施設の整備については農政主管課において実施し、整備後は施設の利活用に資する部署に移管することとします。

なお、日常の維持管理のあり方については、地元自治会連合会と協議を進めます。

9 その他

建屋（設備を含む）について、令和14年度に築50年を超えることから、今後、登録有形文化財（建造物）に係る申請の可能性について、文化財主管課と調査・研究をしていくこととします。

【参考】

1 秦野市鶴巻排水機場利活用庁内検討委員会

(1) 開催日

第1回 令和3年 5月26日（水）

第2回 令和3年10月11日（月）

第3回 令和3年12月23日（木）

(2) 委員会構成メンバー

環境産業部長、総合政策課長、財政課長、市民活動支援課長、生涯学習課長、農業振興課長、観光振興課長、開発指導課長、公共建築課長、公園課長（第3回のみ）

(3) 主な意見

- ・国、県と協議済みの案を精査して、整備後の維持管理経費の負担を軽減する方法について検討すること。
- ・トイレ、手洗いを設置する方向で検討すること。
- ・トイレを設置する場合は、利用者数の見込みや必要性等を統計的な数値で示すこと。また、水を使わないバイオトイレ等、リース形態でも可能か検討すること。
- ・建屋については、周りをフェンスで囲い、人を中に入れないようにし、外から中が見える形にして安全性を確保すること。
- ・広場整備後は、所管を変更する調整を行うこと。

2 鶴巻地区自治会役員会（地元ヒアリング）

(1) 開催日

第1回 令和3年6月4日（金）

第2回 令和3年9月3日（金）

(2) 主な意見

- ・遊水池は埋めて、広場として整備してほしい。
- ・ベンチを設置してほしい。
- ・建屋及び建屋内の設備について、歴史遺産として残してほしい。
- ・トイレと手洗いは設置してほしい。
- ・工事に支障がない桜は残してほしい。
- ・説明板の内容を地元でも考えたい。